宿泊税条例

（課税の目的）

第一条　県は、観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（定義）

第二条　この条例において使用する用語は、法及び宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）において使用する用語の例による。

（納税義務者等）

第三条　宿泊税は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業を除く。）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第五項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第四条　次に掲げる宿泊に対しては、宿泊税を課さない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者が当該学校の修学旅行その他の教育活動（規則で定めるものに限

る。）として宿泊する場合（当該学校の校長（園長を含む。）がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

二　次に掲げる施設の満三歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設が主催する行事として宿泊する場合（当該施設の長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

イ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

ロ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

ハ　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設

（免税点）

第五条　宿泊料金が一人一泊につき六千円未満の宿泊に対しては、宿泊税を課さない。

（税率）

第六条　宿泊税の税率は、一人一泊につき三百円とする。

（課税地）

第七条　宿泊税の課税地は、宿泊施設の所在地とする。

（徴収の方法）

第八条　宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

（特別徴収義務者）

第九条　宿泊税の特別徴収義務者（以下単に「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設の経営者とする。

２　前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認める場合には、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

３　前二項の特別徴収義務者は、当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

（特別徴収義務者としての登録等）

第十条　前条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者（宿泊料金が一人一泊につき六千円以上となる宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実である宿泊施設（以下「登録義務免除対象宿泊施設」という。）の特別徴収義務者を除く。）は宿泊施設の経営を開始しようとする日の五日前までに、同条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は当該指定を受けた日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

２　登録義務免除対象宿泊施設の特別徴収義務者は、当該登録義務免除対象宿泊施設が、登録義務免除対象宿泊施設でなくなったときは、その日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

３　前二項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特別徴収義務者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所又は所在地）並びに法

人にあっては、代表者の氏名

二　宿泊施設の名称及び所在地

三　客室数その他設備の概要

四　経営開始の予定年月日（前二項の規定による申請の日において既に経営を開始している場合にあっては、経営開始の年月日）

五　その他知事が必要と認める事項

4　知事は、第一項又は第二項の規定による登録の申請を受理した場合には、その申請をした者を、当該宿泊施設における特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該登録の申請をした者に対し通知しなければならない。

5　知事は、前項の規定による登録をした場合には、当該登録を受けた者に対し、宿泊税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

6　前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

7　第五項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

8　第四項の規定により登録を受けた者は、第三項各号に掲げる事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

9　第四項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の経営を一月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10　前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の

経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

11　第四項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

12　第五項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を知事に返さなければならない。

（申告納入）

第十一条　特別徴収義務者（登録義務免除対象宿泊施設の特別徴収義務者を除く。以下この条において同じ。）は、毎月末日までに、前月一日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出するとともに、その納入金を納入書によって納入しなければならない。

2　特別徴収義務者は、申告納入すべき宿泊税額が一定金額以下であることその他の規則で定める要件に該当する者として知事の承認を受けた場合においては、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税について、それぞれ同表の下欄に掲げる期限までに、前項の納入申告書を知事に提出するとともに、その納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を一月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から一月以内に、これを申告納入しなければならない。

十二月一日から二月末日まで	三月末日

三月一日から五月末日まで	六月末日
六月一日から八月末日まで	九月末日
九月一日から十一月末日まで	十二月末日

３　知事は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第十二条　知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

２　特別徴収義務者は、前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する場合は、規則で定める申請書に当該還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

３　知事は、第一項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者

の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4　知事は、第一項の規定による申請を受理した場合には、同項又は前項の規定による措置を採るかどうかについて、当該申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（特別徴収義務者の帳簿の記載義務等）

第十三条　特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額を記載し、当該帳簿を第十一条第一項又は第二項の規定により納入申告書を提出すべき日（登録義務免除対象宿泊施設の特別徴収義務者にあっては、同条第一項に規定する納入申告書を提出すべき日）の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2　特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているものを作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して二年を経過する日まで保存しなければならない。

3　特別徴収義務者は、第一項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下この条において「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の備付け及び保存又は当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力する

ことにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

4　特別徴収義務者は、第二項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下この条において「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録等（電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

5　第三項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は前項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

6　第四項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

7　第三項から第五項まで又は前項前段のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録等に対する地方税に関する法令及びこの条例の適用については、当該電磁的記録等を当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第六項、第七項又は第十二項の規定に違反したとき。

二　前条第一項の規定によって帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をしなかったとき、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は同項の帳簿を隠匿したとき。

三　前条第一項の規定に違反して同項の帳簿を五年間保存しなかったとき。

四　前条第二項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をしなかったとき、若しくは虚偽の書類を作成したとき、又は同項の書類を隠匿したとき。

五　前条第二項の規定に違反して同項の書類を二年間保存しなかったとき。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（賦課徴収）

第十五条　宿泊税の賦課徴収については、宮城県県税条例第四条、第四条の二、第七条第二項、第八条から第十三条まで、第十六条第一項及び第三項、第十六条の四、第十七条第一項及び第三項、第二十条、第二十一条、

第百六十七条、第百六十九条並びに附則第三条の二の規定を準用する。この場合において、同条例第四条及び第四条の二第一項中「県税」とあるのは「宿泊税」と、同条例第七条第二項中「前項に規定する県税以外の徴収金」とあるのは「宿泊税に係る徴収金」と、同条例第八条第一項中「県税」とあるのは「宿泊税」と、同条例第十三条第一項中「この条例」とあるのは「宿泊税条例（令和六年宮城県条例第　　号）」と、第百六十七条及び第百六十九条中「この条例」とあるのは「宿泊税条例」と読み替えるものとする。

2　この条例に定めがあるもののほか、宿泊税の賦課徴収については、法令の定めるところによる。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第十六条　宿泊税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の二十二の四第六号及び第六条の二十二の九第四号の条例で指定する法定外目的税とする。

（県税事務所長に対する知事の権限の委任）

第十七条　知事は、次に掲げる事項を課税地所轄の県税事務所長に委任する。

一　宿泊税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項

二　宿泊税に係る過料の納額告知及び徴収に関する事項

2　知事は、前項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、県税事務所長に指示することができる。

（規則への委任）

第十八条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第六条の規定は、同日前において規則で定める日（附則第三条及び第六条において「一部施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

第二条　この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

（準備行為）

第三条　第九条第二項の規定による指定、第十条第四項の規定による登録及び同条第五項の規定による証票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

２　一部施行日において現に宿泊施設（登録義務免除対象宿泊施設を除く。以下同じ。）を経営している者又は一部施行日から施行日の前日までの間において宿泊施設の経営を開始しようとする者は施行日の前日から起算して五日前までに、前項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は当該指定を受けた日から十日を経過する日又は施行日の前日から起算して五日前の日のいずれか遅い日までに、施行日から起算して五日を経過する日までの間に宿泊施設の経営を開始しようとする者は当該経営を開始しようとする日の五日前までに、第十条第一項及び第三項の規定の例により、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

（仙台市内における宿泊税の特例）

第四条　仙台市の区域内に所在する宿泊施設（以下この条において「市内施設」という。）における宿泊料金を

受けて行われる宿泊に対して仙台市が課する税（以下この条において「市宿泊税」という。）がある場合には、市内施設における宿泊に対する第六条の規定の適用については、「三百円」とあるのは、「百円」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における宿泊税（以下この条において「県宿泊税」という。）の賦課徴収は、第九条第二項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第一項、第三項及び第四項並びに第十五条の規定にかかわらず、仙台市が市宿泊税の賦課徴収の例により市宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

3　仙台市長が市宿泊税の納入期限を延長した場合には、当該市宿泊税が課された宿泊に係る県宿泊税の納入期限についても、同一期間延長されたものとする。

4　仙台市長が市宿泊税又はその延滞金額を減免した場合には、当該市宿泊税が課された宿泊に係る県宿泊税又はその延滞金額についても当該市宿泊税又は延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合により減免されたものとする。

5　第一項の規定の適用がある場合には、市内施設における特別徴収義務者は、第十条第一項又は第二項に規定する申請の義務を負わない。

6　第一項の規定の適用がある場合には、市内施設における特別徴収義務者は、第十一条第一項及び第二項並びに第十二条第二項の規定にかかわらず、市宿泊税の申告又は申請（以下この項において「申告等」という。）の例により市宿泊税の申告等と併せて、仙台市長に県宿泊税の申告等をしなければならない。

7　第一項の規定の適用がある場合には、市内施設における特別徴収義務者は、第十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、市宿泊税に係る徴収金の納入の例により市宿泊税の徴収金と併せて、県宿泊税の徴収金を仙台市に納入しなければならない。

８　仙台市は、県宿泊税に係る徴収金の納入があった場合には、知事が別に定めるところにより、これを県に払い込むものとする。

９　県は、仙台市において第二項及び前項の事務を行うために要する費用を補償するものとする。

（拘禁刑に関する経過措置）

第五条　施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

（調整規定）

第六条　一部施行日が情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第十条第三項第一号の規定の適用については、同号中「同条第十六項」とあるのは、「同条第十五項」とする。

（検討）

第七条　知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、五年ごとに同様の検討を行うものとする。